

審議案件に関する概要

令和5年10月10日第三部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第6条第2項(変更)
届出日	令和5年3月31日
担当部署	胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
上田商事株式会社 代表取締役 上田 朗大	登別市新川町二丁目5番地1

2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	ファッションセンターしまむら登別店 登別市富岸町二丁目1番2号	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社しまむら 代表取締役 鈴木 誠 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目602番地1号	
(3) 変更日	令和5年12月1日(予定)	
(4) 店舗面積の合計	【変更前】1,228㎡ 【変更後】1,874㎡	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	【変更前】55台 【変更後】76台
	駐輪場の収容台数	5台
	荷さばき施設の面積	【変更前】121㎡ 【変更後】171㎡
	廃棄物保管施設の容量	【変更前】24㎡ 【変更後】56㎡
(6) 施設の運営方法	開店時間・閉店時間	午前10時00分～午後8時00分
	駐車場の利用時間帯	午前9時45分～午後8時15分
	駐車場の出入口数	3箇所
	荷さばき時間帯	午前6時00分～午後9時00分

3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	【変更前】設置台数55台>必要駐車台数50台 【変更後】設置台数76台=必要駐車台数76台
	従業員駐車場等の整備	5台確保
	駐輪場(自動二輪車を含む)の整備	・現状の運営状況から、自転車・バイクでの来店はほとんどなく、5台の設置で充足すると認識している。
	来客車両等の入出庫方法	・屋外に平面自走式駐車場。ゲートなし。
	搬入車両等の誘導	・搬入ドライバーに入出庫時に安全確認を行うよう指導する。 ・適切な運行計画とし時間帯が集中しないように配慮する。
	歩行者の安全対策	・敷地内に十分な幅員を確保し、視認性を損なわないようにする。
	交通整理員の配置	・現状の運営においては、交通整理員を配置しなくとも問題ないが、繁忙が予想される場合には適宜配置を検討する。
	除排雪による堆積方法	・出入口に関しては、車両の視距が確保できるように配慮する。

(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
			予測地点 A	5 5 dB	4 4 dB	◎	
			予測地点 B	5 5 dB	4 5 dB	◎	
			予測地点 B'	5 5 dB	4 5 dB	◎	
			予測地点 C	5 5 dB	5 1 dB	◎	
			予測地点 D	5 5 dB	4 2 dB	◎	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
			予測地点 A	4 5 dB	2 9 dB	◎	
			予測地点 B	4 5 dB	3 9 dB	◎	
			予測地点 C	4 5 dB	2 8 dB	◎	
			予測地点 D	4 5 dB	2 2 dB	◎	
			予測地点 E	4 5 dB	2 5 dB	◎	
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測値		予測地点	音源の種類	環境基準値	予測結果	評価
			P1	高圧受電設備	4 0 dB	4 6 dB	×
			P2	高圧受電設備	4 0 dB	4 1 dB	×
			P3	排気口	4 0 dB	5 0 dB	×
			P1'	高圧受電設備	4 0 dB	3 9 dB	◎
			P2'	高圧受電設備	4 0 dB	2 7 dB	◎
			P3'	排気口	4 0 dB	3 9 dB	◎
	騒音問題の一般的対策			<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員や取引先に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行を行うように指導する。</li> </ul>			
	荷さばき作業等の対策			<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続きアイドリングストップの周知に努める。</li> </ul>			
	付帯設備・施設等の対策			<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的なメンテナンスを実施するとともに、必要最低限の稼働とする。</li> </ul>			
	青少年等の蟻集等の対策			<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員等による巡回、及び声かけを実施中。また駐車場における暗がりの発生防止等、適切な照明計画を実施中。</li> </ul>			
	その他の対応方策			<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場内は段差の少ない構造とし、段差通過時の騒音発生を防止する。</li> </ul>			

(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	設置容量 56 m <sup>3</sup> > 必要設置容量 18 m <sup>3</sup>
	保管場所の位置、構造等	・屋内設置とし、廃棄物の飛散防止に配慮する。
	運搬・処理対策	・廃棄物の分別や回収作業の迅速化を図る。
	減量化、リサイクル等	・計画的な商品仕入れや商品管理を行い、廃棄物の発生量の抑制に努める。
	調理臭、悪臭の飛散防止	・調理臭の発生はない。
(4) 街並みづくり等への配慮		・適宜、従業員による敷地内清掃等を行い、街並みに配慮する。
(5) 防災対策への配慮		・具体的な協力要請があった場合には、対応を検討する。
(6) 防犯対策への配慮		・店舗内に防犯カメラ等の設置、従業員による適宜巡回を行う。
(7) 地域貢献活動の取り組みについて配慮した事項		・従業員の採用にあたっては、地域及び道内から優先的に採用する。

(8) 関係行政機関との協議状況	公安委員会（警察）	・届出書案を提出して計画概要を説明。 【北海道札幌方面室蘭警察署交通第一課】 ・駐車場出入口が分かるよう看板等の設置をすること。
	地元市町村	【登別市観光経済部商工労政グループ】 ・特段指摘事項なし
	道路管理者	—
	その他関係機関	—

#### 4. 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音規制法及び関係省令並びに登別市公害防止条例施行規則で規定される空調室外機を使用する場合は、騒音規制法または登別市公害防止条例で規定する特定施設にあたるため、登別市公害防止条例施行規則で規定される規制基準を遵守する必要があること。</li> <li>・特定施設に該当する場合は、夜間における騒音レベルの最大値の予測についても、規制基準を越えないよう運用すること。</li> <li>・バースデイ棟新築について、敷地面積が 1,000 平方メートル以上となる場合は、都市計画法に基づく開発許可について事前協議が必要であること。</li> <li>・当該地が旧宅造法による宅地造成工事規制区域であるため、旧宅造法に該当する造成を行う場合は、許可について事前協議が必要であること。</li> </ul>
(2) 住民等の意見	特になし

#### 5. 道（胆振総合振興局連絡調整会議）の意見案

特になし。
-------

※法第6条第2項、法附則第5条第1項の届出は、これを準用すること。

## 答申文

### 【ファッションセンターしまむら登別店】

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、届出書等に記載された計画においては、対象としたすべての項目で、法第4条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

登別市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について、騒音の発生に係る事項及び都市計画法に係る都市計画区域について意見が提出されているが、これに対して設置者からは適切に対応する旨の回答がなされており、また住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。